

国立大学法人東京農工大学経営協議会規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(審議事項)</p> <p>第2条 経営協議会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 中期計画 <u>及び年度計画</u> に関する事項のうち、本学の経営に関するもの</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 学長</p> <p>(2) 学長が指名する理事</p> <p>(新設)</p> <p><u>(3)</u> 学長が指名する部局長 4人以内</p> <p><u>(4)</u> 役員又は職員以外の者で、大学に関し広くかつ高い識見を有する者 経営協議会の委員の過半数</p> <p>2 前項 <u>第4号</u> の委員は、本学の教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項 <u>第4号</u> の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(秘密保持義務)</p> <p>第6条 第3条第1項 <u>第4号</u> の委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。当該委員の職を退いた後も、同様とする。</p>	<p>本則</p> <p>(審議事項)</p> <p>第2条 経営協議会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 中期計画に関する事項のうち、本学の経営に関するもの</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 学長</p> <p>(2) 学長が指名する理事</p> <p><u>(3) 学長が指名する副学長</u></p> <p><u>(4)</u> 学長が指名する部局長 4人以内</p> <p><u>(5)</u> 役員又は職員以外の者で、大学に関し広くかつ高い識見を有する者 経営協議会の委員の過半数</p> <p>2 前項 <u>第5号</u> の委員は、本学の教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項 <u>第5号</u> の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(秘密保持義務)</p> <p>第6条 第3条第1項 <u>第5号</u> の委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。当該委員の職を退いた後も、同様とする。</p>	<p>国立大学法人法の改正に伴う改正</p> <p>ガバナンス体制の強化に伴う改正</p>

附 則 (令和4年4月1日経教規程第2号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。